

令和元年 第5回総会・会議録

1. 日 時 令和元年5月10日(金) 午前10時～10時35分

2. 場 所 小倉南区役所2階 大会議室

3. 出席委員 農業委員 (19名)

1番 藤堂 孝雄	2番 森上 恵美香	3番 間 勉
4番 川江 秀孝	5番 永津 てるみ	6番 大迫 正勝
7番 大川 國保	8番 村上 護	9番 柳野 保博
10番 井手尾 秋義	11番 八木田 経二	12番 岩谷 紀尚
13番 下澤 茂道	14番 古海 博	15番 濱中 興三
16番 稲光 進	17番 奥野 泰美智	18番 尾倉 加三
19番 中村 治雄		

農地利用最適化推進委員 (14名)

20番 黒崎 隆博	21番 松根 豊春	22番 矢野 秀樹
23番 中村 眞一	24番 大下 治三	25番 藤井 静博
26番 尾上 進	27番 村田 安行	28番 平尾 長正
29番 古田 俊策	30番 立岩 新吉	31番 三村 訓章
32番 中畑 栄	33番 寺岡 朝治	

4. 欠席委員 (0名)

5. 事務局・出席職員 (7名)

事務局長 橋本 浩司	次 長 石丸 校寛
係 長 村上 尚人	主 任 奥本 洋史
主 任 平岡 幹夫	主 任 今村 学
主 任 沼下 眞	

## 6. 報告事項

報告第 18 号 非農地証明願について	2 件
報告第 19 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出について	4 件
報告第 20 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出について	2 件

## 7. 議案及び結果

議案第 18 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について	1 件
議案第 19 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について	3 件
議案第 20 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について	1 件

事務局長

おはようございます。定刻 10 時になりましたので、ただ今より令和元年第 5 回東部農業委員会総会を始めさせていただきます。携帯電話はマナーモードに切り替えをお願いいたします。本日の委員の出席状況でございますが、欠席者なしで 33 名出席がございますので、この会が成立していることをご報告申し上げます。

(人事異動の紹介)

では引き続きの進行を会長にお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

井手尾会長

ただ今より令和元年第 5 回総会を開催いたします。農地関係議案、報告第 18 号から事務局説明をお願いします。

事務局

第 5 回総会に次のとおり報告および議案を提出する。

令和元年 5 月 10 日

北九州市東部農業委員会会長 井手尾 秋義

報告第 18 号非農地証明願について

<第 1～2 項について別紙議案書のとおり内容を説明>

以上、2 件ご報告いたします。

	<p>報告第 19 号農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出について  &lt;第 4 項について別紙議案書のとおり内容を説明&gt;  以上、4 件ご報告いたします。</p>
	<p>報告第 20 号農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出について  &lt;第 2 項について別紙議案書のとおり内容を説明&gt;  以上、2 件ご報告いたします。</p>
井手尾会長	<p>本件は報告事項でございますので、ご承認願います。</p> <p>それでは、これより議案の審議に入ります。議案第 18 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」事務局説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>議案第 18 号農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について  &lt;第 1 項について別紙議案書のとおり内容を説明&gt;  以上、1 件ご審議お願いいたします。</p>
井手尾会長	<p>それでは地元委員の補足説明をお願いいたします。大迫委員お願いいたします。</p>
大迫委員	<p>今、事務局から説明がありましたが、第 1 項について特に問題はないと思われまますので、よろしくをお願いいたします。</p>
井手尾会長	<p>ただ今の説明等に関して、何かご異議ご質問等はございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>ご異議は無いようですので、議案第 18 号につきましては、受理することといたします。</p> <p>続きまして議案第 19 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」事務局説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第 19 号農地法第 3 条の規定による許可申請について  &lt;第 1～3 項について別紙議案書のとおり内容を説明&gt;</p>

以上、3件ご審議お願いいたします。

井手尾会長

それでは今回、現地調査を行っていただいた第1項 小倉南区大字長野地区担当の大迫委員、報告をお願いいたします。

大迫委員

第1項につきましては、経営規模の拡大ということで特に問題はないと思われます。よろしくお願いいたします。

井手尾会長

では第2項 門司区大字猿喰地区担当の村上委員、報告をお願いいたします。

村上委員

第2項については、父親が亡くなりまして母親から息子に贈与ということで特に問題はないと思われます。

井手尾会長

では第3項小倉南区大字合馬地区担当の中村 治雄委員、報告をお願いいたします。

中村 治雄委員

父から子への生前贈与でございますので、特に問題はないと思われます。よろしくお願いいたします。

井手尾会長

ただ今の説明等に関して、何かご異議ご質問等はございませんか。

(異議なしの声)

ご異議は無いようですので、議案第19号につきましては、許可と決定いたします。

続きまして議案第20号「農地法第5条の規定による許可申請について」事務局説明をお願いいたします。

事務局

議案第20号農地法第5条の規定による許可申請について

<第1項について別紙議案書のとおり内容を説明>

以上、1件ご審議お願いいたします。

井手尾会長

それでは、今月担当の第2調査委員会 大川調査長から、報告をお願いいたします。

大川調査長

先程行われました調査委員会において、審議をした結果、特に問題はありません。

ただ今の説明等に関して、何かご異議ご質問等はございませんか。

(異議なしの声)

ご異議は無いようですので、議案第 20 号につきましては、許可相当と決定いたします。

以上をもちまして本日の議案審議は終わりました。本日の署名委員は、20 番 黒崎委員と 21 番 松根委員です。よろしくお願いいたします。

そのほか何かございませんか。事務局は何かありますか。

事務局長

それでは、一般議案の方に移らせていただきます。お手元に資料をお配りしております。

(事務局長より説明)

井手尾会長

ただ今の説明等に関して、何かご異議ご質問等はございませんか。

前回と異なるのは応募が早まったということです。前回は 1 月から応募の申し込みを受け付けたと思います。今回は 6 月の議会が終わると同時に 7 月の時点で奨励員会議や農事組合長会議を開いたり、役所の方から基本的な説明だけで、事務局のような細かい話はしません。ただ、19 名と 33 名の問題だけで、一応北九州はこうですと説明をするだけです。細かいことについては、門司、北・企救、曾根、三谷の各地区で優れた委員を推薦するという運びになろうかと思えます。よろしいでしょうか。

奥野委員

質問よろしいですか。委員の数が変わるとするのは当然だと思います。定数の決め方はやむを得ないと思いますが、委員は立候補して市議会で承認されて、市議会で認められるという形でしたが、それは変わるのでしょうか。

井手尾会長

それは変わりません。

奥野委員

応募は 7 月からになったのですか。

井手尾会長

応募は 10 月です。

奥野委員

応募というのはどういうことですか。

井手尾会長

申し込みです。前回色々とお話ししたように、出来れば奨励員会議や農

事組合長会議の中で、その地区での代表にふさわしい人を推薦していただきたいというのが基本です。今回もそうになっていくだろうということです。

奥野委員 奨励員に説明をするのはいつ頃ですか。

井手尾会長 7月の奨励員会議の時になると思います。

事務局長 東部は年2回しか奨励員会議の開催がないと聞いておりますので、時間的に7月しかないと思われれます。

奥野委員 これが最後の通知ということですね。

事務局長 ご説明するのは7月ということです。

奥野委員 農事奨励員さん達にとっては、初めて聞く話になりますからね。

井手尾会長 前回もそうでしたが、行政が説明する場合は19の農業委員の数の問題と北九州は推進委員の数が33人という基本的な説明だけで終わると思います。細かい部分は事務局長から説明がありましたが、東西の会長会議の中で、北九州は一本というのは基本だけれども、会議を進めるためには東西二部という形をとった方がいいだろうと。そのやり方であれば人数の割り振りはこういう形であるということになったわけです。

奥野委員 二部会制も農業委員会が設置された後に間違いなく出来るであろうということですね。

井手尾会長 来年の7月から新しい委員が活動していくわけですけど、9月か12月の議会が終わってから、この議会を通過しないと二部会制は認められてないのです。初総会で同意を取らないといけないわけです。承認を我々が取ってから、事務局を通じて議会に報告します。議会で承認を得てから二部会制が認められるわけです。東西の会議はいずれにしても認められるまでは一本化です。19人と33人の会議をどういう形でするかということの内容です。よろしいでしょうか。

奥野委員 委員の数は資料に書いてあるとおりで、農業委員会を設置後、二部会制を作る予定であるということですね。

井手尾会長 他はございませんか。

中畑委員

委員の数は、この数字で決まったということによろしいでしょうか。農業委員の数は減るわけですね。あと一年ほど残っていますが、残りの任期は関係なく決めていくのですか。

井手尾会長

これから決めていくわけです。まず6月議会が終わってからでないと、19人と33人は認められないわけです。一応法律的にはそのようになっていますが、議会の承認を得て、議会が終わってから少しずつ進めていくという形です。

よろしいでしょうか。

総会終了後に、運営委員会の開催を計画しておりますので、運営委員の皆様方、お残りいただきますようお願いいたします。

それでは、令和元年第5回総会を終わります。お疲れさまでした。